

「新潟市北区郷土博物館条例」の一部改正について

令和3年第2回
新潟市北区博物館協議会
令和3年11月19日
資料

1 施設の概要

開館：平成16年4月13日（旧横井小学校特別教室）
構造・敷地面積：木造2階建て 231.86㎡
所在地：新潟市北区横井257-1
一般公開中止：平成29年5月1日

2 一部改正の概要

北区郷土博物館分館「横井の丘ふるさと資料館」について令和4年3月31日をもって廃止し、「新潟市北区郷土博物館条例」のうち、同資料館に係る名称、位置、休館日の項目を削除します。（別紙新旧対照表のとおり）

3 廃止の理由

昭和34年に建設された北区郷土博物館の分館「横井の丘ふるさと資料館」（以下「資料館」という。）は、旧耐震基準の建物で老朽化が進み地震や台風などによる破損や倒壊の恐れがあり、平成27年に耐震診断実施しました。その結果、地震等の際には、倒壊する可能性の高い危険な建物であることから、平成29年5月1日から一般公開を中止しました。

また、令和3年4月に策定された「木崎地域実行計画」の中で、資料館については耐震性能が不足していることなどから解体の方向が示され、北区自治協議会においても説明し**廃止については、意見等はありませんでした。**

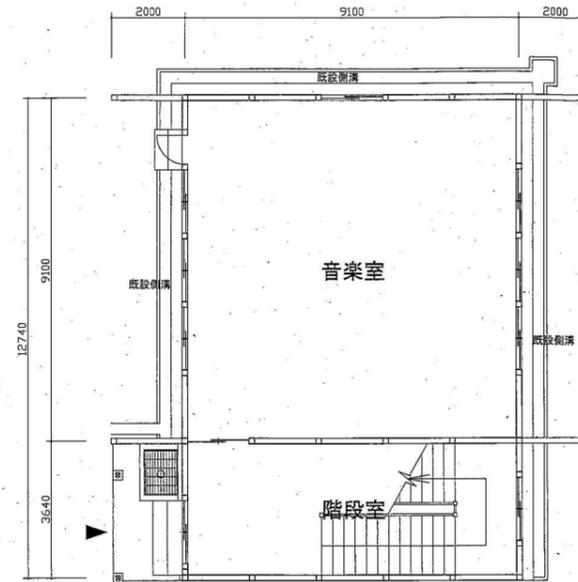
このようなことから、令和4年3月31日をもって廃止するものです。

4 廃止後のスケジュール等について

今後、収蔵資料の搬出や解体に際しては、隣接する保育園利用者や地元自治会・コミュニティ協議会などへの説明を実施する予定です。

※なお、解体後の跡地利用に関しては**未定であり**、今後関係部署等と協議していきます。

■建物図面



1階平面図



2階平面図

■建物写真

東側



西側



南側



北側



新潟市北区郷土博物館条例(平成16年条例第50号)新旧対照表

| 改正後(案) | 現行 | 備考 | | | | |
|---|--|----|----|-------------|---------------|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育, 学術及び文化の向上を図るため, 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として, 新潟市北区郷土博物館(以下「博物館」という。)を新潟市北区嘉山3452番地に設置する。</p> <p>2 (削除)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 博物館は, <u>前条</u>に規定する目的を達成するため, 次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 北区の考古, 歴史, 民俗, 美術等に関する資料(以下「資料」という。)の収集, 保管及び展示に関すること。</p> <p>(2) 資料の調査研究及びその成果の公開に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか, 博物館の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3条(略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 博物館の休館日は, 次に掲げるとおりとする。ただし, 教育委員会が特に必要があると認める場合は, 臨時にこれを変更するこ</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育, 学術及び文化の向上を図るため, 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として, 新潟市北区郷土博物館(以下「博物館」という。)を新潟市北区嘉山3452番地に設置する。</p> <p><u>2 博物館に分館を置き, その名称及び位置は, 次の表に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1057 647 1888 753"> <thead> <tr> <th data-bbox="1057 647 1471 703">名称</th> <th data-bbox="1471 647 1888 703">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1057 703 1471 753">横井の丘ふるさと資料館</td> <td data-bbox="1471 703 1888 753">新潟市北区横井257番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 博物館は, <u>前条第1項</u>に規定する目的を達成するため, 次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 北区の考古, 歴史, 民俗, 美術等に関する資料(以下「資料」という。)の収集, 保管及び展示に関すること。</p> <p>(2) 資料の調査研究及びその成果の公開に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか, 博物館の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3条(略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 博物館(<u>分館を除く。</u>)の休館日は, 次に掲げるとおりとする。ただし, 教育委員会が特に必要があると認める場合は, 臨時に</p> | 名称 | 位置 | 横井の丘ふるさと資料館 | 新潟市北区横井257番地1 | |
| 名称 | 位置 | | | | | |
| 横井の丘ふるさと資料館 | 新潟市北区横井257番地1 | | | | | |

とができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日に当たる場合は、その翌々日）
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで

(削除)

(以下、略)

これを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日に当たる場合は、その翌々日）
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで

2 分館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会
が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 休日

(以下、略)

令和4(2022)年度 事業予定

| 日 程 | 事業名と内容 |
|--------------------------------------|--|
| 1/4 (火) ~ 5/8 (日) | <p>常設展拡大企画 昭和のくらし展 —日々をいろどる「食」の風景—</p> <p>昭和の時代に使われていた道具と関連資料を展示し、当時のさまざまな食事のシーンを、食事する「場所」に焦点をあてて紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催 新潟市北区郷土博物館 ・展示解説会 |
| 5/28 (土) ~ 7/18 (月・祝) | <p>《特色ある区づくり事業》木崎村小作争議100周年展</p> <p>木崎村小作争議は、農民が自らの生活の改善を目指した運動で、大正から昭和初期の農民運動として全国的にも知られている。令和4(2022)年度がその100周年にあたることから、この運動が北区で起こったことを再認識してもらうことを目的として実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催 新潟市北区・新潟市北区郷土博物館 ・講演会 ・バスツアー ・区内中学校バス送迎団体見学 |
| 7/30 (土) ~ 9/25 (日) | <p>《夏休み企画》 親子で楽しむアートの世界—重なりあう線、混ざりあう色— (仮称)</p> <p>対話による作品の鑑賞と、ワークショップによる創造体験を通して、自由で楽しいアートの世界に触れる機会とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催 新潟市北区郷土博物館 ・「みる」を楽しもう (作品鑑賞会) : 8月21日 ・ワークショップ (8月7日・11日の2回を予定。うち1回は外部講師を依頼) |
| 10/31 (月) ~ 2023 (令和5) 1/3 (火) | <p>休館 (分館 横井の丘ふるさと資料館の閉館に伴う、資料移動、本館常設展示拡張の作業のため)</p> |
| 2023 (令和5) 年 1/4 (水) ~ | <p>常設展示拡張スペースオープン</p> <p>分館 横井の丘ふるさと資料館の閉館に伴い、そこで展示していた葛塚縞関係資料を、本館ホールに常設スペースを特設し展示する。葛塚縞の歴史・文化を、実物資料、道具、写真パネル、解説パネルなどで示すとともに、「葛塚縞手織りの会」に協力をいただき、その活動を展示に反映させ、技術の保存、伝承、実演を体現する場として、よりリアリティのある展示をめざし、当館の特徴として位置づけたい。</p> |
| 2023 (令和5) 年 1/4 (水) ~ 5/7 (日) | <p>常設展拡大企画 昭和のくらし展7</p> <p>50~70年くらい前まで使われていた道具から、北区の昔のくらしや人々の知恵と工夫を紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催 新潟市北区郷土博物館 ・展示解説会 ・体験コーナー |

○例年11月3日に開催している「博物館まつり」は、休館期間にあたるため、休止とする予定です。

○例年7月下旬から10月下旬にかけての約3か月にわたって行っている児童・生徒のコンクール展「松蔭賞書道展」と「こども科学展」については、応募要項の作成や応募期間を含めると、新年度早々から業務を始めています。特に、「松蔭賞書道展」は、次回が新課題の時期にあたるため、年明け1月から準備が必要です。

分館解体時期が、現在の予定より大幅に早まることが想定されることもあり、スケジュールの変更などに対応が難しいコンクール事業は、休止とする予定です。

○「松蔭賞書道展」の今後のあり方について、前回の博物館協議会でご意見をお聞きしたところですが、来年度の休止を機会に、今後のことを検討していきたいと考えています。

○「こども科学展」については、近年の応募作品が「科学展」という趣旨から離れてきているという実情を踏まえ、学校の夏休みの宿題の実情を調査しつつ、開催趣旨・応募要項の変更、コンクール名の変更など、検討する機会としたいと考えています。

1 葛塚縞とは

■葛塚縞の特徴

- ・葛塚の地名を冠した木綿織物
太い綿糸を使用し、丈夫で長持ち
堅牢な染めで、色持ちが良い
→農作業着、一般の普段着としての
需要が高かった。



葛塚縞反物

■起源・変遷

- ・江戸時代：創業者「葛塚村 新助」または「村山半蔵」とも。
農家の自家用の余剰品の売買
安政年間（1854年～1860年）：年産約12,000反
- ・明治時代：明治7年（1874年）機屋28戸、紺屋6戸
明治13年（1880年）弦巻良吉・佐藤竜太郎による
「葛塚物産会社」設立 → 町の主要産業として発展
明治40年頃 藍染の研究・改良の促進
- ・大正時代：年産約20万反で葛塚縞の最盛期 販路は東北・北海道まで
機業40戸・染物業11戸
電動機200台・足踏機100台
- ・昭和の時代：昭和23年（1948年）主な織物業者は、わずか3戸
昭和27年（1952年）第二の最盛期の到来 約29万反
急速な近代化により衰退
化学繊維の台頭・生活様式の激変・乾田化による機械化
昭和47年（1972年）最後の『綿五（わたご）商店』廃業

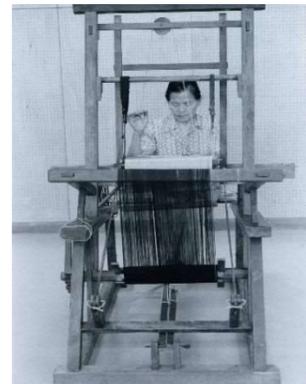


野良着

■家族のための葛塚縞

- ・冬場の女性の仕事

手織機での機織り



2 葛塚縞手織りの会と当館のかかわり

■昭和63年8月：豊栄市博物館(当時)における企画展示「手織機と葛塚縞」展の開催

- ・豊栄市(当時)に残る葛塚縞とその手織りの技術の保存・継承を目的に開催

- ・当時市内には、手織り機を所有する家がほとんどない状態。
手織りの技術の保存・継承と、手織りの工程の調査のために、
当館収蔵資料（手織り機、綿切、糸車、へバなど）を使用し、
合わせて、『手織機保存会』と『葛塚縞手織りの会』
を立ち上げ、両会の協力のもと、
『葛塚縞 手織りの工程』を作成。

豊栄市民俗調査報告書

『葛塚縞 I

手織りの工程』



・結成した2つの会

『手織機保存会』：手織り経験者の当時80歳前後のおばあちゃん達

『葛塚縞手織りの会』：手織りをやってみてみたい方を一般公募



手織機保存会による再現



手織機保存会による葛塚縞手織りの会への技術伝承指導

・葛塚縞手織りの会への手織りの技術伝承：

昔の道具を使用し、昔のままの方法で手織りの技術の保存・継承活動を実施

■『葛塚縞手織りの会』の活動、当館等との関わり

- ・現在までの会の活動：「横井の丘ふるさと資料館」での活動（月2回程度）
- ・当館とのかかわり：「博物館まつり」・「中学生以下対象の夏休み手織り体験教室」・
「昭和のくらし展における実演・体験コーナー」などにおける講師
- ・他館（新潟市歴史博物館等）への展示協力



横井での手織り体験教室



博物館まつり 手織り体験



博物館まつり 手織り実演

3 葛塚縞手織りの会の位置づけと今後の活動について

■北区郷土博物館の使命

- ・市民が郷土の歴史文化、伝統を理解・共有し、北区の魅力を再発見できるように
するため、常設展示や企画展示、普及活動、資料の収集・保存、調査・研究活動の
実施
- ・民俗資料における展示・実演の意義
- ・『葛塚縞手織りの会』の活動の意義

■北区郷土博物館 ホール内の「葛塚縞」コーナーの設置について

- ・常設展示に葛塚縞関係資料の展示と手織りの会の活動の合体による展示について
- ・『葛塚縞手織りの会』の活動の場の在り方・方法の模索、体験事業実施の検討